

新定款に関する意見を募集します

皆さまご承知のとおり平成 20 年 12 月 1 日に公益法人改革 3 法が施行され、本会もこの日から 5 年以内に「公益社団法人」「一般社団法人」のどちらかにならなければ解散を余儀なくされます。私たちは、この公益法人制度改革に対応すべく、平成 20 年 4 月に開催した社団法人埼玉県放射線技師会総会にて「公益社団法人」を目指すことを決議しました。

そして平成 20 年 9 月に公益法人改革検討委員会を発足し、移行が許可された後の新定款および諸規程を検討してまいりました。

今回、会員の皆さまに、検討してまいりました新定款案を提示し、ご意見を伺えればと存じます。E-mail または FAX でご意見を承りますのでご協力のほどよろしくご願ひいたします。

ご意見の募集期間：平成 22 年 3 月 28 日(日)まで

ご意見の送り先：

E-mail : public_c_teikan@sart.jp

FAX : 048-664-2733 社団法人埼玉県放射線技師会 新定款案ご意見 係

現行定款	新定款(案) (平成 22 年 1 月 20 日現在の案)
社団法人 埼玉県放射線技師会定款 昭和62年11月28日制定 平成 8年12月19日改定	公益社団法人埼玉県放射線技師会定款
第 1 章 総 則 (名 称) 第 1 条 この法人は、社団法人埼玉県放射線技師会 (Saitama Association of Radiological technologists) という	第 1 章 総 則 (名 称) 第 1 条 この法人は、公益社団法人埼玉県放射線技師会 と称する
(事務所) 第 2 条 この法人は、事務所を埼玉県さいたま市北区宮 原 町 2 丁目 5 1 番地の 3 9 に置く。	(事務所) 第 2 条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市 に置く。
(目的) 第 3 条 この法人は、診療放射線技師及び診療エックス 線 技師の職業倫理を高揚するとともに、診療放射線学の向 上を図り、もって地域保健医療の向上及び県民の健康の 保持増進に寄与することを目的とする。	第 2 章 目的及び事業 (目的) 第 3 条 この法人は、診療放射線技師の職業倫理を高 揚するとともに、診療放射線科学の向上を図り、もって 地域保健医療の向上及び県民の健康の保持増進に寄与 することを目的とする。
(事業)	(事業)

<p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <p>(1) 診療放射線学に関する調査、研究及び指導</p> <p>(2) 放射線医療の啓蒙に関すること</p> <p>(3) 診療放射線学に関する研修会、研究会、講習会等の開催</p> <p>(4) 診療放射線学に関する国際協力</p> <p>(5) その他この法人の目的達成に必要な事業</p>	<p>第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <p>(1) 診療放射線科学を通じての社会活動</p> <p>(2) 診療放射線科学及び放射線技師の職業倫理高揚に関する研修会、研究会、講習会等の開催</p> <p>(3) 放射線管理の実践と医療被曝の最適化に関する事業</p> <p>(4) 診療放射線科学に関する調査、研究及び指導</p> <p>(5) 診療放射線科学に関する国際協力</p> <p>(6) 前各号に関する図書、印刷物等の刊行</p> <p>(7) 医療、公衆衛生に関する関連機関団体との連携強調の促進</p> <p>(8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>2 前項第7号の事業は、日本全国、その他の事業は県内において行うものとする。</p>
<p>(地区会)</p> <p>第5条 この法人の事業遂行の円滑化を図るため、地区会を置く。</p> <p>2 地区の区分、運営等については、別にこれを定める。</p>	<p>(第47条 支部を参照)</p>
<p>第2章 会員</p> <p>(種別)</p> <p>第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員及び名誉会員をもって民法上の社員とする。</p> <p>(1) 正会員 埼玉県内に居住し、又は勤務する診療放射線技師及び診療エックス線技師であってこの法人の目的に賛同して入会したもの</p> <p>(2) 名誉会員 この法人に特に功勞のあった正会員のうち、理事会の推薦を受け総会の承認を得たもの</p> <p>(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会したもの</p>	<p>第3章 会員</p> <p>(種別)</p> <p>第5条 この法人に次の会員をおく。</p> <p>(1) 正会員 診療放射線技師及び診療エックス線技師であってこの法人の目的に賛同して入会した者</p> <p>(2) 名誉会員 この法人に特に功勞のあった正会員のうち、理事会の推薦を受け総会の承認を得た者</p> <p>(3) 賛助会員 正会員の資格を有しないもので、この法人の目的に賛同して、理事会の承認を得た者、又は団体</p> <p>2 前項の会員のうち正会員及び名誉会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。</p>
<p>(入会)</p> <p>第7条 この法人に入会しようとする者は、入会申込書</p>	<p>(会員の資格の取得)</p> <p>第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の</p>

<p>に 会費を添えて会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。</p>	<p>定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。</p>
<p>(会費の納入) 第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定めるところの会費を、所定の期日までに納入するものとする。 2 名誉会員は、会費を納入することを要しない。</p>	<p>(経費の負担) 第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。 2 名誉会員は、前項における経費を負担することを要しない。</p>
<p>(退会) 第9条 会員は、退会しようとするときは、その理由を付して退会届を会長に提出するものとする。 2 会員が死亡し、又は会員である法人等が解散したときは、退会したものとみなす。</p>	<p>(任意退会) 第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。</p>
<p>(除名) 第10条 正会員又は賛助会員が次の各号の一に該当するとき、及び名誉会員が第2号に該当するときは、総会において会員の4分の3以上の同意を得てその会員を除名することができる。 (1) 会費を1年以上納入しないとき (2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員を除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。</p>	<p>(除名) 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。 (1) この定款その他の規則に違反したとき (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき (3) その他除名すべき正当な事由があるとき 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員を除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。</p>
	<p>(会員資格の喪失) 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p>

	<p>(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき</p> <p>(2) 総会員が同意したとき</p> <p>(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき</p>
<p>(会費等の不返還)</p> <p>第11条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の金品はこれを返還しない。</p>	<p>(会費等の不返還)</p> <p>第11条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費、その他の金品はこれを返還しない。</p>
<p>第3章 役員等</p> <p>(役員)</p> <p>第12条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 2名</p> <p>(3) 常任理事 6名</p> <p>(4) 理事 20名以内(会長、副会長及び常任理事を含む)</p> <p>(5) 監事 2名</p>	<p>(第5章 役員を参照)</p>
<p>(役員を選任)</p> <p>第13条 役員は総会において選任する。</p> <p>2 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。</p>	
<p>(職務)</p> <p>第14条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長が事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。</p> <p>3 常任理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の業務を処理する。</p> <p>4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。</p> <p>5 監事は、民法第59条の職務を行う。</p>	
<p>(役員任期)</p> <p>第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 役員は、再任されることができる。</p> <p>3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合において</p>	

<p>も後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない</p>	
<p>(役員 の 解 任)</p> <p>第 16 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において会員の 4 分の 3 以上の同意を得て、その役員を解任することができる。</p> <p>(1) 心身の故障のため職務の執行にたえられなと認められたとき</p> <p>(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき</p> <p>2 第 10 条第 2 項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、第 10 条第 2 項中「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。</p>	
<p>(役員 の 報 酬)</p> <p>第 17 条 役員は無報酬とする。ただし、会務に要した費用は支給することができる。</p>	
<p>(顧 問)</p> <p>第 18 条 この法人に顧問を置くことができる。</p> <p>2 顧問は、会長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱し、その任期は、会長の在任期間とする。</p> <p>3 顧問は、この法人の運営に関する重要事項について、会長の諮問に応ずる。</p>	
<p>(職 員)</p> <p>第 19 条 この法人の事務を処理するため、職員を置く。</p> <p>2 職員は、会長が任免し、理事会の議決に従い会長の定めた職務に従事する。</p>	
<p style="text-align: center;">第 4 章 会 議</p> <p>(会 議 の 種 類)</p> <p>第 20 条 この法人の会議は、総会、理事会及び常任理事会として、総会は、定期総会及び臨時総会の 2 種とする。</p>	
<p>(会 議 の 構 成)</p> <p>第 21 条 総会は、正会員及び名誉会員をもって構成する。</p> <p>2 理事会は、理事をもって構成する。</p>	<p>第 4 章 総会</p> <p>(構 成)</p> <p>第 12 条 総会は、正会員及び名誉会員をもって構成する。</p>

<p>3 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成する。</p>	<p>2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。</p>
<p>(会議の権能)</p> <p>第 22 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 事業計画及び収支予算</p> <p>(2) 事業報告及び収支決算</p> <p>(3) その他この法人の運営に関する重要な事項</p> <p>2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 総会の議決した事項の執行に関すること</p> <p>(2) 総会に付議すべき事項</p> <p>(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p> <p>3 常任理事会は、この定款に別に定めるもののほか次の事項を議決する。</p> <p>(1) 総会の招集に関する事項</p> <p>(2) 理事会の招集及びこれに付議すべき事項</p> <p>(3) 会務運営に関する事項</p>	<p>(権限)</p> <p>第 13 条 総会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 理事及び監事の選任又は解任</p> <p>(3) 理事及び監事の報酬等の額</p> <p>(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)、並びにこれらの附属明細書の承認</p> <p>(5) 定款の変更</p> <p>(6) 解散及び残余財産の処分</p> <p>(7) 不可欠特定財産の処分の承認</p> <p>(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p>
<p>(会議の開催)</p> <p>第 23 条 定期総会は、毎事業年度の開始前 1 か月以内及び終了後 2 か月以内に開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会が必要と認めたとき</p> <p>(2) 正会員の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき</p> <p>(3) 監事が民法第 59 条第 4 号に基づいて招集するとき</p> <p>3 理事会は、次に掲げる場合に臨時開催する。</p> <p>(1) 会長が必要と認めたとき</p> <p>(2) 理事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき</p> <p>4 常任理事会は、次に掲げる場合に臨時開催する。</p> <p>(1) 会長が必要と認めたとき</p> <p>(2) 常任理事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき</p>	<p>(開催)</p> <p>第 14 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 2 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。</p>

<p>(会議の招集)</p> <p>第 24 条 会議は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、前条第 2 項第 2 号の場合には請求があった日から 1 か月以内に臨時総会を、同条第 3 項第 2 号の場合には請求があった日から 3 週間以内に理事会を、同条第 4 項第 2 号の場合には請求があった日から 2 週間以内に常任理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 会議を招集する場合は、構成員に対して会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により会議の 5 日前までに通知するものとする。ただし、会長が 緊急に理事会又は常任理事会を招集する必要があると認めるときは、この限りではない。</p>	<p>(招集)</p> <p>第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。</p> <p>2 正会員及び名誉会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</p>
<p>(議 長)</p> <p>第 25 条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選出する。</p> <p>2 理事会及び常任理事会の議長は、会長がこれに当たる。</p>	<p>(議長)</p> <p>第 16 条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選出する。</p>
<p>(定足数)</p> <p>第 26 条 会議は、構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。</p>	
	<p>(議決権)</p> <p>第 17 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。</p>
<p>(議 決)</p> <p>第 27 条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数 のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>(決議)</p> <p>第 18 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 監事の解任</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 解散</p>

	<p>(5) 不可欠特定財産の処分</p> <p>(6) その他法令で定められた事項</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p>
<p>(書面表決等)</p> <p>第28条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び第30条第1項第3号の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。</p> <p>(会員への通知)</p> <p>第29条 総会の議事の要領及び議決した事項は、会員に通知する。</p>	<p>(書面表決等)</p> <p>第19条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、委任者は総会に出席したものとみなす。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第30条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 会議の日時及び場所</p> <p>(2) 構成員の現在数</p> <p>(3) 総会にあってはその総会に出席した会員の数、理事会にあってはその理事会に出席した理事の数及び氏名、常任理事会にあってはその常任理事会に出席した常任理事の数及び氏名</p> <p>(4) 議決事項</p> <p>(5) 議事の経過の概要及びその結果</p> <p>(6) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及び会議に出席した構成員の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 議長及び会議に出席した構成員の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。</p> <p>3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間、従たる事務所に5年間備え置かなければならない。</p>
<p>(第3章 役員等を参照)</p>	<p>第5章 役員</p> <p>第21条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 15名以上20名以内</p>

	<p>(2) 監事 2名以内</p> <p>2 理事のうち 1名を会長とし 2名を副会長、6名を常務理事とする。</p> <p>3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。</p>
(第 3 章 役員等を参照)	<p>(役員の選任)</p> <p>第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。</p> <p>2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この場合において、理事会は、総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。</p>
(第 3 章 役員等を参照)	<p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。</p>
(第 3 章 役員等を参照)	<p>(監事の職務及び権限)</p> <p>第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>
(第 3 章 役員等を参照)	<p>(役員の任期)</p> <p>第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p>

	4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
(第 3 章 役員等を参照)	(役員の解任) 第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。
(役員の報酬) 第 17 条 役員は無報酬とする。ただし、会務に要した費用は支給することができる。	(報酬等) 第 27 条 役員は原則として無報酬とする。ただし、役員にはその職務執行の対価として報酬を支給することができる。 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員の報酬並びに費用に関する規程による。
(顧問) 第 18 条 この法人に顧問を置くことができる。 2 顧問は、会長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱し、その任期は、会長の在任期間とする。 3 顧問は、この法人の運営に関する重要事項について、会長の諮問に応ずる。	(相談役) 第 28 条 この法人に、任意の機関として、1 名以上 3 名以下の相談役を置くことができる。 2 相談役は、次の職務を行う。 (1) 会長の相談に応じること (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること 3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
2 理事会は、理事をもって構成する。(第 24 条を参照)	第 6 章 理事会 (構成) 第 29 条 この法人に理事会を置く。 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1) 総会の議決した事項の執行に関すること (2) 総会に付議すべき事項 (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項 (第 22 条)	(権限) 第 30 条 理事会は、次の職務を行う。 (1) この法人の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
3 理事会は、次に掲げる場合に臨時開催する。 (1) 会長が必要と認めるとき (2) 理事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を	(招集) 第 31 条 理事会は、会長が招集する。 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副

記載した書面により開催の請求があったとき	会長が理事会を招集する。
	<p>(決議)</p> <p>第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p>
<p>3 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成する。</p> <p>(24 条)</p>	<p>第 7 章 常務理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第 33 条 この法人に常務理事会を置く。</p> <p>2 常務理事会は、会長、副会長および常務理事をもって構成する。</p>
<p>3 常任理事会は、この定款に別に定めるもののほか次の事項を議決する。</p> <p>(1) 総会の招集に関する事項</p> <p>(2) 理事会の招集及びこれに付議すべき事項</p> <p>(3) 会務運営に関する事項</p>	<p>(権限)</p> <p>第 34 条 常務理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務運営の年間計画案を策定し、理事会に提出すること</p> <p>(2) 業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること</p>
<p>4 常任理事会は、次に掲げる場合に臨時開催する。</p> <p>(1) 会長が必要と認めるとき</p> <p>(2) 常任理事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき</p>	<p>(招集)</p> <p>第 35 条 常務理事会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が常務理事会を招集する。</p>
<p>(委員会)</p> <p>第 31 条 会長は、必要と認めるときは、別に定めるところにより委員会を設置することができる。</p>	<p>(委員会)</p> <p>第 36 条 会長は、必要と認めるときは、別に定めるところにより委員会を設置することができる。</p>
<p>第 5 章 資産、事業計画等</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第 32 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 財産目録に記載された財産</p> <p>(2) 会費</p> <p>(3) 寄附金品</p> <p>(4) 事業に伴う収入</p> <p>(5) 資産から生ずる収入</p>	<p>第 8 章 資産及び会計</p> <p>(基本財産)</p> <p>第 37 条 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 16 号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。</p> <p>2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あ</p>

<p>(6) その他の収入</p>	<p>らかじめ理事会及び総会の承認を要する。</p>
<p>(資産の管理)</p> <p>第 33 条 資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、会長が別に定める。</p>	
<p>(事業年度)</p> <p>第 34 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第 38 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。</p>
<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第 35 条 この法人の事業計画及び予算は、会長が作成し、その事業年度開始前までに総会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事情があるため、この承認を得られない場合には、その事業年度開始の日から 2 か月以内に総会の承認を得るものとする。</p> <p>2 前項ただし書きの場合において、総会の承認を得るまでの間は、前事業年度の予算に準じて収入し、及び支出することができる。</p> <p>3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。</p> <p>4 会長は、第 1 項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。</p>	<p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第 39 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p>
<p>(事業報告、決算及び財産目録)</p> <p>第 36 条 この法人の事業報告、決算及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後 2 か月以内に総会の承認を得なければならない。</p>	<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第 40 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告</p> <p>(2) 事業報告の附属明細書</p> <p>(3) 貸借対照表</p> <p>(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)</p> <p>(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書</p> <p>(6) 財産目録</p>

	<p>2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間及び従たる事務所にその写しを3年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告</p> <p>(2) 会計監査報告</p> <p>(3) 理事及び監事の名簿</p> <p>(4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類</p> <p>(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p> <p>3 定款を主たる事務所及び従たる事務所に、並びに会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、役員の名簿及び会員名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。</p>
	<p>(公益目的取得財産残額の算定)</p> <p>第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第5号の書類に記載するものとする。</p>
<p>第6章 定款の変更及び解散</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第37条 この定款は、総会において総正会員及び名誉会員の4分の3以上の同意を得、かつ、埼玉県知事の許可を得なければ変更することができない。</p>	<p>第9章 定款の変更及び解散</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。</p>
<p>(解散及び残余財産の処分)</p> <p>第38条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。</p> <p>2 総会の決議に基づいて解散する場合は、総正会員及び名誉会員の4分の3以上の同意を得なければならない。</p> <p>3 解散のときに存する財産は、総会の議決を経、かつ、埼玉県知事の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。</p>	<p>(解散)</p> <p>第43条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p> <p>(公益認定の取消し等に伴う贈与)</p> <p>第44条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日</p>

	<p>から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第 45 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>
	<p>第 10 章 公告の方法</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 46 条 この法人の公告は、電子公告により行う。</p> <p>2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。</p>
<p>第 7 章 雑 則</p> <p>(委 任)</p> <p>第 39 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。</p>	<p>(削除)</p>
	<p>第 11 章 支部</p> <p>(支部)</p> <p>第 47 条 この法人に、理事会の定めるところにより支部を置く。</p> <p>2 支部は事業計画に基づき、当該支部に関する事業を執行する。</p> <p>3 支部は、理事候補者の推薦をすることができる。</p>
<p>付 則</p> <p>1 この定款は、この法人の設立許可のあった日から施行する。</p> <p>2 この法人の設立当初の役員は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 64 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>3 この法人の設立当初の事業年度は、第 34 条の規定にかかわらず設立許可のあった日から昭和 63 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 35 条第 1 項の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 この法人の最初の代表理事は としてする。</p> <p>3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設</p>

<p>付 則</p> <p>1 この定款は、平成 8 年 12 月 19 日より施行する。</p>	<p>立の登記を行ったときは、第 38 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p>別表 基本財産（第 37 条関係）</p>
---	---

別表 基本財産（第 32 条関係）

財産種別	場所・物量等
なし	なし